

障害のあるお子さんへの支援

障害のあるお子さんを支援するためにさまざまな制度があります。下記以外のサービスや詳しい内容などについては、福祉課のHPをご覧いただくか、直接お問い合わせください。

障害者手帳の交付

ID 1003449 問：福祉課 54-1111（内線252）

障害者手帳は手当の受給や各種サービスを受けるために障害があることを証明するもので、愛知県の専門機関で判定・発行され福祉課の窓口で交付されます。また、障害者手帳は身分証明書としても使用することができます。

身体障害者手帳	身体の機能に一定以上の障害があると認定された方に交付される手帳です。等級は1級から6級で、障害の部位等によって、一定期間後に再認定が必要な場合があります。
療育手帳	児童相談所等において知的障害と判定された方に交付される手帳です。等級はA判定からC判定で、18歳未満では、概ね2年毎に再判定が必要です。
精神障害者 保健福祉手帳	一定程度の精神障害の状態にあると認定された方に交付される手帳です。等級は1級から3級で、原則として、2年毎に更新が必要です。

障害児およびその保護者への手当

ID 1010376 問：福祉課 54-1111（内線238）

障害者手帳の種別や、等級等に応じ各種手当が支給されます。なお、一部の手当には、所得制限や病院・施設入所者への支給制限、また他の手当と併給ができないなどの要件があります。詳しくは福祉課へお問い合わせください。

名称	手当額	支給要件等
① 江南市心身障害者扶助料	月額2,000円～3,000円	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかを所持している方。
② 愛知県在宅重度障害者手当	月額6,750円～15,500円	身体障害2級以上、または療育手帳A判定の方等。所得制限があります。長期(3ヶ月以上)入院中や施設入所者は対象外です。
③ 障害児福祉手当	月額15,220円～22,120円	身体障害1級、またはIQ20以下の方等。所得制限があります。施設入所者は対象外です。
④ 江南市特別障害者手当	月額2,000円	②愛知県在宅重度障害者手当、または③障害児福祉手当を受給している方。
⑤ 特別児童扶養手当	月額35,760円または53,700円	身体障害3級以上、療育手帳B判定の方等。所得制限があります。長期(3ヶ月以上)入院の方や、施設入所者は対象外です。

※①～③の手当は併給することはできません。

心身障害者扶養共済制度

ID 1010383 問：福祉課 54-1111（内線252）

障害のあるお子さんの保護者の方が、健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡、または重度の障害になった場合に、お子さんに年金を支給する制度です。なお、1名に対して加入できる保護者は1名までとなり、最大2口まで加入できます。

- 対象となる保護者…65歳未満で特別な疾病や障害を有せず、生命保険契約の対象となる健康状態である方
- 掛金(1口) ……月額9,300円～23,300円
- 支給額………月額20,000円

※掛金は加入時の保護者の年齢に応じて決定されます。また、世帯の課税状況等に応じて、掛金の全部または一部が免除となる場合があります。

障害児通所支援など

ID 1003447 問：福祉課 54-1111（内線214）

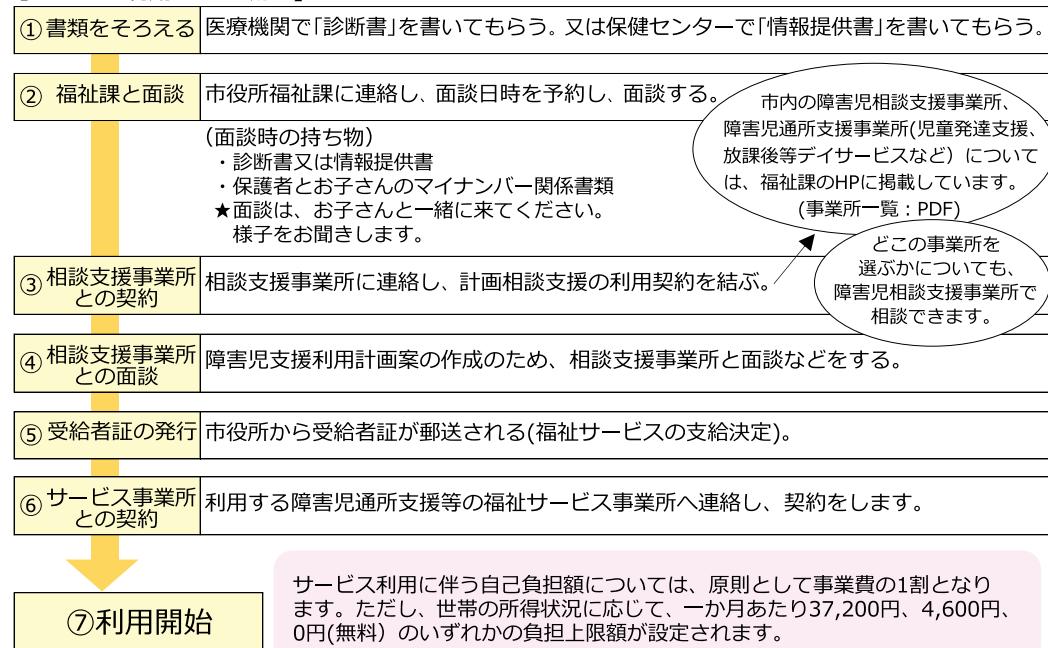
日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、生活能力の向上などを目的とする、児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービスを利用することができます。

【主なサービスの種類】

児童発達支援	主に未就学児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	主に就学児を対象として、授業終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	支援員が保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等を訪問し、集団生活への適応訓練や支援方法の指導などを行います。

※上記以外にも、必要に応じて障害児施設入所支援や障害福祉サービスによる居宅介護(ヘルパー)などを利用することもできます。

【サービス利用までの流れ】



わかくさ園（児童発達支援事業所）ID 1003424

わかくさ園は、市が運営する公共の児童発達支援事業所です。お子さんの基本的生活習慣の自立や集団生活への適応性を身に付けるための療育支援を行っています。特徴としては、保護者が児童と一緒に通所する母子通園施設としており、親子のより良い関係づくりのための援助を行っています。

●村久野町寺町77 ☎54-5812

